

「教育環境を確保するための小中学校再編の基本的な考え方」

及び「教育目標を達成するための教育施策のあり方」について

(答申案)

高梁市立学校再編推進審議会

平成30年3月

目 次

はじめに	· · · · 1
I 諒問「1 教育環境を確保するための小中学校再編の基本的な考え方について」	· 2
II 諒問「2 教育目標を達成するための教育施策のあり方について」	· · · · · 3
III 答申にむけた議論過程と検討方針	· · · · · 5
IV 再編の枠組みの目安	· · · · · 6
V 高梁市立小中学校の現状	· · · · · 8
VI 小規模校のメリット・デメリット	· · · · · 9
おわりに	· · · · · 11
資料	· · · 12 ~ 17
A 高梁市立再編推進審議会委員名簿	
B 高梁市立学校再編審議会審議経過	
C 諒問書	
D 学校の児童数・生徒数・学級数・教職員数	
E 高梁市立小中学校所在地図	

はじめに

高梁市では、平成16年10月の1市4町の合併以降、児童生徒数の減少により、7小学校と1中学校で統合による再編整備が進められ、現在は、15小学校、6中学校となっています。

今後も本市の人口を2010年の国勢調査をもとに推計すると、2040年までの30年間で、42%の人口が減少し、人口はおよそ2万人となる見込みです。

0～14歳までの年少人口に限れば、50%以上の人口が減少し、およそ1600人となることが予測されています。

少子化は、本市に限らず全国的にも進んでおり、児童生徒数の減少により、小中学校の小規模化が進む中で、一定水準の教育を確保するため、必要な教育環境の整備や教育施策の充実は、将来にむけての大きな課題となっています。

このような中で本審議会は、高梁市長から平成29年5月11日に「教育環境を確保するための小中学校再編の基本的な考え方」と「教育目標を達成するための教育施策のあり方」についての諮問を受けました。

これら諮問の内容を審議し答申を行うため、これまで児童生徒数の推移や教職員の配置状況、小規模校のメリット・デメリット、新たな学校制度などについて全〇〇回に渡り、調査、検討を重ねてきました。

平成29年11月に中間報告を市長、市議会へ行ったのち、市内6中学校区で地域住民や保護者の意見聴取会を開催し、ご意見等をいただき、再度、審議会で答申内容について検討し、平成30年3月に本市にとってよりよい教育環境、教育施策のあり方について答申を取りまとめました。

審議会の意見としては、まず市の定住対策や産業振興の施策を充実し、市内の児童生徒数の増加や現状維持を図ることが前提で、それでもなお児童生徒数が減少する場合に、学校が再編されることはやむを得ないと考えています。

市長におかれましては、この答申内容を踏まえて、市内小中学校で児童生徒が充実した教育を受けられるよう十分に配慮し、教育施策を進めていただけるよう強く要望いたします。

I 諒問「1 教育環境を確保するための小中学校再編の基本的な考え方について」

一 答 申 一

本市独自の小中学校の教育環境を確保するため、学校の再編を検討するときの基本的な考え方（基準）を次のとおり答申する。

○小学校

原則として、全校で2学級以下が継続的な状態となり、児童にとって十分な教育効果の保障が困難となる場合

○中学校

原則として、1学年の生徒数一桁が継続的な状態となり、生徒にとって十分な教育効果の保障が困難となる場合

※ “原則として”が適用されない場合の例

- ・統合により通学することが困難となる場合（長距離、長時間、安全性）
- ・将来的に入学児童生徒数が増加すると見込まれる場合
- ・その他

(参考) 複式学級編成の主な基準

- ・小学校 1、2年生を合わせて8人以下となった場合
2年生以上の2学年を合わせて16人以下となった場合
- ・中学校 2学年を合わせて8人以下となった場合

【補足事項】

- ①再編の対象となる年度の3年前から再編に係る準備委員会（教育委員会、学校、PTAやコミュニティ協議会等地元団体で組織する。メンバー構成は、地域の意見を反映させて教育委員会で決定する。）を設置し、協議を開始する。
- ②地元（学校、PTAやまちづくり、コミュニティ協議会などの総意）から再編の要望があった場合は、上記の基本的な考え方によらず準備委員会を設置し、協議を開始する。
- ③準備委員会では、再編ありきではなく、再編しない場合の選択肢も検討する。
- ④長距離、長時間、安全性の目安として、距離、時間は、スクールバスを利用した場合に通学時間がおおむね1時間圏内の距離であること。安全性では、通学途上に土砂災害特別警戒区域などがないことなど。

Ⅱ 諒問「2 教育目標を達成するための教育施策のあり方について」

— 答 申 —

本市の教育基本目標である「大志を抱き未来を拓く人づくり」の達成に向けて、学校の教育施策の充実を図るため、市の教育費関連予算の十分な確保を求めるとともに、県教育委員会へ働きかけ、優秀な教員の確保を行うことが必要である。

また、小規模校であることが児童生徒の教育環境にとってデメリットとならないよう、現在実践しているデメリットを解消するための方策の充実や新しい教育環境制度への取組について研究等を行い、地域と一体となった開かれた学校づくりを今後ますます推進していくこととし、次のとおり答申する。

1 既存の教育を充実させる取組を推進すること

①合同授業、ＩＣＴの活用による合同授業の強化

小学校と小学校、小学校と中学校の連携による合同授業の推進

日常的な合同授業が可能となるＩＣＴをすべての学校に導入

②小中連携強化

「中1ギャップ」を解消、小学生の中学校進学に対する不安の払しょく、教員の交流により、進学する児童の理解や指導法の共通理解などを図る連携の強化

③ふるさと学習

郷土への愛着を育み、地域で活躍する人材の育成に結びつく学習の推進

④伝統芸能、郷土芸能

地域の伝統文化を学ぶことにより、生まれ育った地域への愛着の育成を図ること

2 地域との連携強化を図ること

①コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進

地域と学校の結びつきを強める制度で地域と協議しながら設置を進め、地域ぐるみで子どもたちを育成する機運を醸成すること

②地域学校協働本部

すべての学校に設置されているが、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する教育を実現し地域の活性化をより進めていくこと

3 新たな学校の制度を研究すること

①教育課程特例校制度

学校または地域の特色を生かした特別の教育課程を編成し、教育を実施する制度について研究していくこと

②小中一貫校

小学校と中学校の9年間を通じた教育課程で義務教育を行う小中一貫校について、中長期的に設置を研究していくこと

③寮制度等

将来、中学校再編において、通学距離等の問題で生徒の通学が困難な事態が発生する場合は、寮制度等、バス通学に寄らない通学手段について検討すること。

III 答申にむけた議論過程と検討方針

本審議会では、再編について、それぞれの委員の地域やPTAでの考え方、また、これまでの経緯を踏まえた思いなどについて意見を交わすとともに、市内小中学校の現状や小規模校のメリット・デメリットを資料等により客観的に把握した。さらに現役の小学校長、中学校長から小規模校の教育の取組や再編後の子どもたちの様子について意見を聴取した。

児童生徒数と学校教育の現状を踏まえる中で、児童生徒が一定規模の集団の中で勉強やスポーツ、生活などの様々な面において選択や切磋琢磨ができる環境は必要であること。また小規模校で教職員数が少ない中での学校運営において、教職員への過度の校務の負担や協働性が確保しにくいといった状況は、児童生徒の教育環境にも影響を及ぼしかねないことや通学距離については、再編で長距離になる場合の児童生徒の健康面などに考慮が必要であることも確認した。

その中で本市の小・中学校においては、小規模校にあるメリットを生かしたうえで、デメリットを解決する方法を実践することで学校の持つ魅力を高め、児童生徒の教育を保障していく。また地域の核としての学校の役割も考慮し、最終的な手段としての再編について検討することが必要との結論に達した。

特に小学校においては、地域との密着度も強く、通学の範囲の問題もあり、教育環境が確保できるかぎり存続させる方向で考えていくこととした。

ただ中学校においては、生徒が多種多様な価値観などに触れ、自己を確立する多感な年齢であることや学校生活を送るうえで、一定の規模が必要であることも重要視することとした。

答申を作成するにあたっては、小規模校のデメリットを解決するための教育施策はどうすればよいのか、また再編の基本的な考え方として、再編が前提ではないが、最終的に児童生徒の教育環境と教育効果が保障しにくい規模はどれくらいなのかを検討した。

この他、再編する場合には、該当する学校の保護者や地域と教育委員会が、十分に協議することができる期間を設定するなど、児童生徒をはじめ、保護者、地域にとって共通の認識が持てる学校再編となるよう配慮しなければならない。これら必要な事項を総合的に検討した結果が、答申の内容である。

答申の考え方

諮問「1 教育環境を確保するための小中学校再編の基本的な考え方について」は、小学校では、全校が2学級以下となる場合は、児童数0人の学年が少なくとも2学年ある。0人の学年を挟んだ複式学級を編制することとなった場合は、発達段階が2学年以上異なる児童が同一の学級内で学習することとなり、教師の指導は困難を極めることとなる。教職員配置においても校長と担任1～2人しかおらず、教頭や養護教諭、事務職員がいないこともあります。学校で行われる様々な活動に支障が出ると考えられる。児童間も少人数すぎると固定した人間関係となることが場合によっては、負担になることも考えられ、再編の基準とした。

中学校では、1学年の生徒数が継続的に一桁になる場合は、全校でも生徒数30人未満となり、多感な年齢である中学生の部活動や集団的活動など様々な学校生活に支障となる。また教職員配置では経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団を配置することが困難となると考えられるため、再編の基準とした。

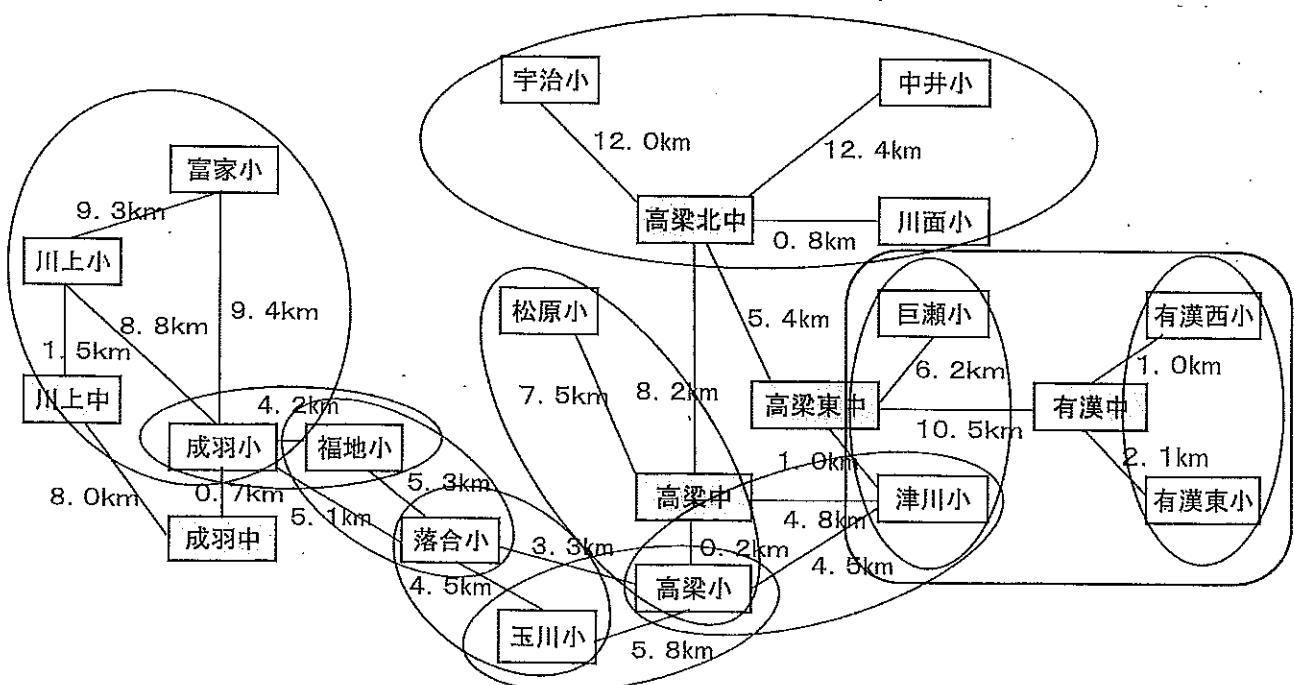
諮問「2 教育目標を達成するための教育施策のあり方について」は、今ある取り組みの充実と新たな取り組みの推進により、小規模校のデメリットを解消することとした。

特に各校協力しての合同授業やICT活用の合同授業による充実を図ることで、児童生徒が多様な意見に触れる場を設けることや少人数では困難なスポーツなどに取り組む機会をできるだけ増やすようすること。また地域と学校がより主体的に結びつき、子どもたちの体験を拡大し、地域で子供たちを育てるコミュニティスクールの推進など各種取組を掲げ、それら施策に必要な予算の措置等に十分な配慮を促すこととした。

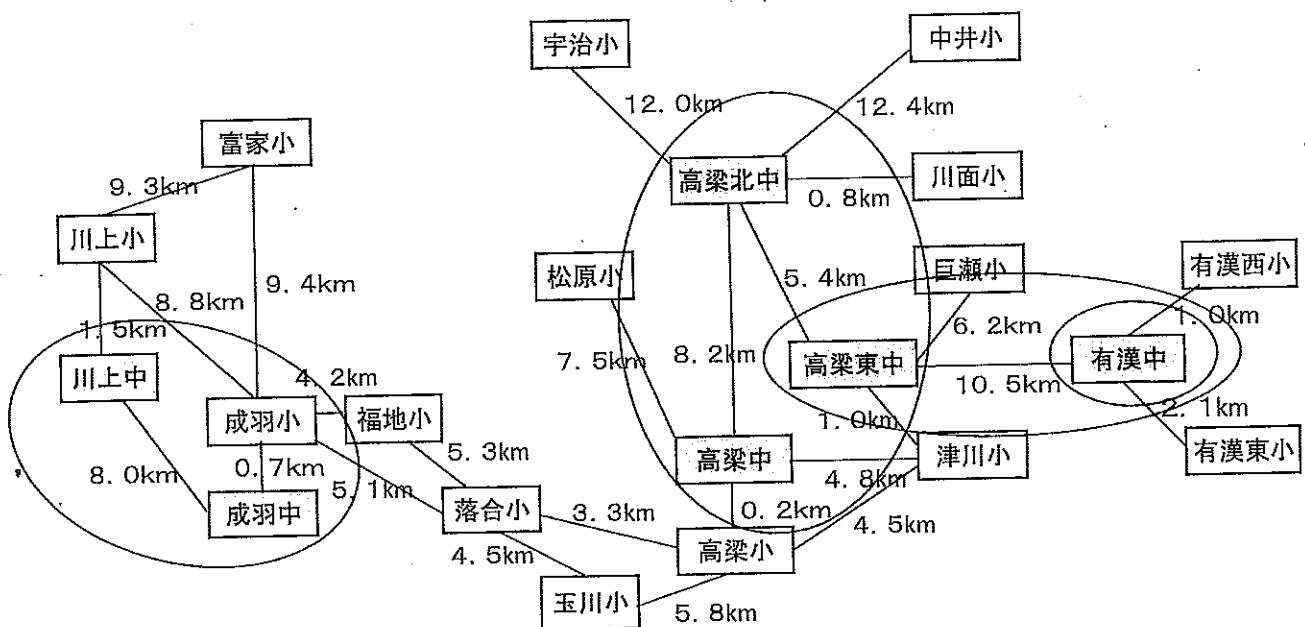
IV 再編の枠組みの目安

教育環境を確保するための小中学校再編の基本的な考え方を元に、代表的な再編の枠組みについて、次のとおりとする。

なお、枠組みは目安であり、再編が必要となった時点の状況により見直すことも可能とする。○小学校においては、原則として同一中学校区内での近隣校とするが、詳細については準備委員会で慎重に協議する。



○中学校においては、原則として旧高梁市、川上郡、上房郡内での再編とするが、詳細については準備委員会で慎重に協議する。



※再編後の通学方法

再編に際して、児童生徒の通学距離が遠くなる場合に教育委員会は、従来のとおり「スクールバス」、「生活福祉バス」及び「路線バス」を活用し、児童生徒が円滑に学校へ通学できるように配慮すること。

V 高梁市立小中学校の現状

【児童生徒数等の推移と学校の規模等】

高梁市の児童生徒数は、平成16年の市町合併以後、徐々に減少し、平成29年度は、児童生徒合わせて、1,881人で合併後（平成17年度）と比較して780人減少している。推計では、5年後の平成34年度も平成29年度と比較して238名減で、引き続き、減少の見込みである。

児童生徒数・学級数・教員数の推移

		平成17年度	平成29年度	平成34年度
小学校	児童数（人）	1,639	1,209	1,057
	学級数（学級）	103	75	75
	教員数（人）	143	103	104
中学校	生徒数（人）	1,022	672	586
	学級数（学級）	34	28	25
	教員数（人）	72	61	58

※出生数が把握できる範囲で推計を行ったため、平成34年度(小学校)までの推計としている。

市内小学校では、平成29年度15校中8校が複式学級編制となっている。

平成34年度には、玉川小学校、松原小学校、福地小学校、巨瀬小学校、宇治小学校が全校児童20人以下となり、うち1校は10人以下で、全学校のおよそ7割にあたる11校で複式学級が編制されることが予測される。

小学校では、児童数が15人未満となった場合に教頭が担任を兼ねる※ため、平成34年度には、同じ複式学級であっても玉川小学校、松原小学校、福地小学校については、校長、教頭を含めた教員数が4人になる予定である。

※平成29年度小中学校教職員配当基準（岡山県教育庁）

市内中学校は、複式学級（2学級以下）編制はないものの、平成40年度には、高梁東中学校、高梁北中学校、有漢中学校、川上中学校が生徒数50人以下となることが予測される。

学校配置

単位:校

	旧高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町
小学校	10	2	1	1	1
複式(29年度)	6	1			1
複式(34年度)	8	2			1

VI 小規模校のメリット・デメリット

文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等の関する手引き（以下、「手引き」という。）」によれば、学校の規模については、児童生徒が集団の中で、多様な考え方を触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されることが望ましいと考えられているが、適正規模について「手引き」が示す基準は、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」で、中山間地域である本市に適合するものではなく、本市独自の学校を維持していくための再編に際しては、適正規模の最小基準を検討する必要がある。このため、基準づくりの判断となる小規模校のメリット・デメリットについて「手引き」を参考に協議をするとともに現役の小中学校長の学校現場での生きた意見を聞き、再編の基準等について検討した。

デメリット	メリット
<ul style="list-style-type: none">・クラス替えが全部又は一部の学年でできない。クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができず、協同的な学びの実現も困難となる。・生徒が多様な意見、ものの見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。・集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重したりする経験が積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくく、進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。・上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる。学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。・多様な活躍の機会が少なく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。・経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを活かした指導の充実が困難になる。・専門教科教育、男女別体育ができない。（中学校）	<ul style="list-style-type: none">・一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。・意見や感想を発表できる機会が多くなる。・様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。・複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。・運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。・教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。（例：ＩＣＴ機器、高価な機材）・異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外活動を機動的に行うことができる。・地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。

<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の種類が限定され、指導者の確保が困難になる。（中学校） ・小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等の機能が失われる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。 ・校区の豊かな自然・文化・伝統・産業資源等を最大限に生かし、地域ニーズを踏まえた体験的・問題解決的な活動を積極的に取り入れた特色のあるカリキュラムを編制可能である。
---	---

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」(平成27年文部科学省)より

【校長からの意見聴取】

文部科学省の示すメリット・デメリットを前提に、校長の意見聴取した結果、デメリットについては、内容によって学校の努力しだいで解決できるものもあることや、小規模、大規模校のメリットやデメリットによって、児童生徒の将来に具体的な影響があるとは感じられないなどの意見を聞いた。

また中学校においては、生徒数が少ないために部活動や男女別で行う活動において支障がある場合や教師が少ないため、色々な業務をこなす必要があり、教科ごとの専門性、指導力などの教える力の向上に影響が考えられるとの意見も聞いた。再編で通学距離が遠くなる生徒に通学で疲れが見えるときもあるとの報告もあった。

【審議会での主な意見】

審議会では、文部科学省の示したメリット・デメリットや校長からの意見を聞いた結果をふまえ、各委員から、答申を検討していくうえでの意見交換を行った。その主な意見は次のとおりである。

- ・デメリットは工夫次第で克服できるものもある。
- ・子供の未来を考えるのが第一である。
- ・いじめがあった場合にクラス替えができない。
- ・部活動のチーム編成ができず、種類の選択肢も少ない。
- ・特色があれば文化のまちならではの教育ができる。
- ・地方から改革していくことを進めてほしい。
- ・再編には通学の時間的なことも考慮してほしい。

おわりに

小・中学校は、義務教育のための施設として設置されており、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としていますが、それ以外にも地域（コミュニティ）の核となる施設として、地域の交流や防災の拠点等、様々な機能を有している実情も学校の再編を検討するうえでは、重要な要素となっています。

これら学校の持つ様々な役割を十分検討したうえでの今回の答申ですが、市行政におかれましては、社会全体の人口減少が進む中、地域の児童生徒がこれ以上減少しないような定住対策など施策をますます充実していただき、少しでも長く学校が教育、地域の拠点施設として残っていくようご尽力願います。

そのうえで再編に際しては、児童生徒や保護者、地域住民等が学校再編の時期や規模について、答申に基づきできるだけ納得のいく形で、教育委員会が中心となって検討していくようお願いします。

高梁市立学校再編推進審議会委員名簿

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者	山部 正	元順正短期大学学長
学識経験者	川本 雅子	玉川地域まちづくり推進委員会副委員長
学識経験者	肥田 吉教	津川地域まちづくり推進委員会委員長
学識経験者	湯浅 真治	川面地域まちづくり推進委員会委員長
学識経験者	植木 哲夫	有漢地域まちづくり協議会会长
学識経験者	村上 鉄治	備中公民館長
学識経験者	三宅 忠篤	川上地域まちづくり協議会会长
高梁市議会代表	川上 博司	高梁市議会総務文教委員長
高梁市議会代表	黒川 康司	高梁市議会総務文教副委員長
PTA代表	大川 和恵	高梁中学校区
PTA代表	仲元 稔明	高梁東中学校区
PTA代表	塩田 寿光	高梁北中学校区
PTA代表	中山 正浩	有漢中学校区
PTA代表	松尾 志郎	成羽中学校区
PTA代表	妹尾 芳訓	川上中学校区

<事務局>

職 名	氏 名
教育長	小田 幸伸
教育次長	宮本 健二
教育総務課長	大福 克志
学校教育課長	張谷 孝文
教育総務課長補佐	西川 優子

高梁市立学校再編推進審議会審議経過

	開催日	内 容
第1回	平成29年5月11日	委員委嘱 市長諮詢 (1) 市内小中学校の現状 (2) 審議会の今後の進め方について
第2回	6月29日	(1) 小規模校のメリット・デメリット (2) 高梁市の学校再編の経緯 (3) 小中学校長の意見聴取
第3回	7月26日	(1) 高梁市立の学校・教育委員会の取組について (2) 地域との連携について (3) 学校の制度について
第4回	8月29日	(1) 第1回～第3階までの審議経過の要約 (2) 再編の基本的な考え方について
第5回	9月28日	(1) 再編の基本的な考え方について (2) 小中学校の再編の枠組みについて (3) 通学方法について
第6回	11月 9日	(1) 中間とりまとめについて
	11月 日	市長へ中間とりまとめの報告
	11月 日	中間とりまとめの議会報告
第7回	平成30年1月 日	○○中学校区意見聴取会
第8回	1月 日	○○中学校区意見聴取会
第9回	1月 日	○○中学校区意見聴取会
第10回	1月 日	○○中学校区意見聴取会
第11回	1月 日	○○中学校区意見聴取会
第12回	1月 日	○○中学校区意見聴取会
第13回	2月 日	(1) 答申について
第14回	3月 日	市長へ答申

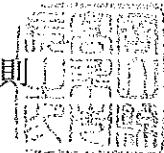


C

高市教総第14号
平成29年5月11日

高梁市立学校再編推進審議会会長 殿

高梁市長 近藤 隆則



諮詢問書

高梁市立学校再編推進審議会要綱第2条の規定により、次に掲げる事項について諮詢します。

諮詢事項

- 1 教育環境を確保するための小中学校再編の基本的な考え方について
- 2 教育目標を達成するための教育施策のあり方について

諮詢理由

わが国の総人口は、平成20年をピークに、減少の一途をたどっており、人口減少、少子高齢化の進展は、子育て・教育環境のあり方にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

本市の小中学校においても、少子化の中、学校の小規模化や複式学級の増加が進んでおり、切磋琢磨したり多様な考え方につれたりすることができにくく、部活動などの集団での教育活動への支障が懸念されています。

このような状況を踏まえ、本市において、第2次高梁市教育振興基本計画に基づく基本目標の達成を目指すために講ずべき教育施策を充実させることと教育環境を確保する小中学校の再編は、避けては通れないものと考えております。

これらについて高梁市立学校再編推進審議会において、様々な角度からご検討くださるよう諮詢いたします。

学校の児童数・学級数・教職員数								
高 梁 中 学 校 区	高梁	全校児童	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
		学級数(通常)	357	333	336	323	320	305
		校長・教頭・教員数	12	12	12	12	12	12
	玉川	全校児童	15	15	15	15	15	15
		学級数(通常)	26	25	20	20	17	12
		校長・教頭・教員数	3	3	3	3	3	3
	松原	全校児童	5	5	5	5	5	4
		学級数(通常)	24	24	19	17	15	13
		校長・教頭・教員数	3	3	3	3	3	3
	落合	全校児童	5	5	5	5	5	4
		学級数(通常)	205	196	204	220	222	237
		校長・教頭・教員数	7	6	7	8	9	10
	福地	全校児童	9	8	9	11	12	13
		学級数(通常)	13	13	13	10	9	6
		校長・教頭・教員数	3	3	3	3	3	3
		校長・教頭・教員数	4	4	4	4	4	4
高 梁 東 中 学 校 区	津川	全校児童	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
		学級数(通常)	56	63	57	56	49	48
		校長・教頭・教員数	6	6	6	6	6	5
	巨瀬	全校児童	8	8	8	8	8	7
		学級数(通常)	37	34	28	25	21	20
		校長・教頭・教員数	3	3	3	3	3	3
		校長・教頭・教員数	5	5	5	5	5	5
	川面	全校児童	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
		学級数(通常)	65	61	59	54	51	47
		校長・教頭・教員数	6	6	6	6	6	4
	中井	全校児童	8	8	8	8	8	6
		学級数(通常)	21	25	23	25	27	27
		校長・教頭・教員数	3	4	3	3	4	4
	宇治	全校児童	4	6	4	4	6	6
		学級数(通常)	11	12	13	13	13	15
		校長・教頭・教員数	3	3	3	3	3	3
		校長・教頭・教員数	4	4	4	4	4	5

有 漢 中 学 校 区			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	有漢東	全校児童	38	38	39	41	42	43
		学級数(通常)	4	4	4	4	4	4
		校長・教頭・教員数	6	6	6	6	6	6
	有漢西	全校児童	62	62	55	53	52	44
		学級数(通常)	6	6	6	6	4	4
		校長・教頭・教員数	8	8	8	8	6	6

成 羽 中 学 校 区			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	成羽	全校児童	165	146	153	151	153	151
		学級数(通常)	6	6	6	6	6	6
		校長・教頭・教員数	8	8	8	8	8	8
	富家	全校児童	43	42	43	40	33	34
		学級数(通常)	4	4	4	3	3	5
		校長・教頭・教員数	6	6	6	5	5	7

川 上 中 学 校 区			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	川上	全校児童	86	83	71	65	62	55
		学級数(通常)	6	6	6	6	6	6
		校長・教頭・教員数	8	8	8	8	8	8

学校の生徒数・学級数・教職員数			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
高梁	生徒数	325	329	342	324	298	303	301	293	289	289	290	284	
	学級数(通常)	11	11	11	10	9	10	10	10	10	10	10	9	
	校長等教員数	19	19	19	18	16	18	18	18	18	18	18	16	
高梁東	生徒数	54	41	51	47	54	50	46	43	35	35	27	33	
	学級数(通常)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	校長等教員数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
高梁北	生徒数	46	42	49	49	50	49	48	48	46	44	43	43	
	学級数(通常)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	校長等教員数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
有漢	生徒数	51	49	53	52	53	46	48	47	48	46	47	39	
	学級数(通常)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	校長等教員数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
成羽	生徒数	139	138	115	109	97	99	99	91	97	92	95	88	
	学級数(通常)	5	5	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	
	校長等教員数	10	10	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	
川上	生徒数	57	50	52	49	45	39	37	38	32	28	24	23	
	学級数(通常)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	校長等教員数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

高梁市立小中学校所在地図

